

## 新潟県の新潟焼山火山監視画像データの気象庁への提供に関する協定

新潟県糸魚川地域振興局(以下、「甲」という。)及び気象庁地震火山部(以下、「乙」という。)は、新潟焼山における火山活動の常時監視の強化と火山活動解析評価のため、甲に所属する新潟焼山の火山監視画像データ(以下、「画像データ」という。)の乙への提供について、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### (目的)

1. この協定は、乙が行う以下の目的に資するため、甲に所属する画像データを乙に提供するにあたって必要な事項を定めるものである。

#### 乙の利用目的

乙の他、別途細目にて定める気象官署は以下のとおり利用する。

- (1) 火山防災業務として必要な火山活動の常時監視
- (2) 火山防災業務として必要な火山情報や資料・調査研究報告の作成及び発表

乙は、この協定に基づき甲から提供された画像データを、上記以外の目的に使用しないものとする。

#### (システムの接続構成及び責任分界点)

2. 甲から乙へ画像データを提供するためのシステム接続構成及び責任分界点は、別図1に示すとおりとする。

#### (経費の負担及び維持管理区分)

3. 経費の負担及び維持管理区分については以下のとおりとする。
  - (1) 甲から乙への画像データの伝送に係る費用(甲の所管する既存施設の改造に係る費用を含む。)は乙の負担とする。
  - (2) 甲または乙が設置した機器に係る維持管理に係る経費は、それぞれの責任分界点に従い負担するものとする。

#### (観測データの公表)

4. 乙は甲から提供された画像データを含む資料及び当該画像データを用いた成果を公表する際には、使用した画像データの提供機関名(クレジット)を明示することを原則とし、詳細は別途細目協定において定める。

(業務変更、障害の発生等に伴う措置)

5. 業務変更に伴い画像データの仕様等に変更が生じた場合及び障害の発生又は施設の保守・改修等により観測が一時停止する場合は、甲乙はそれぞれ可能な限り事前に連絡し、また、早期に正常な状態に復旧するよう努めるものとする。

(疑義の解決)

6. 本協定に関する疑義及び本協定に記載のない事項について疑義が生じた場合は、両者協議してこれを解決するものとする。

(協定書の保管)

7. この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自1通を保管するものとする。

(有効期限)

8. 本協定書の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。但し、甲又は乙から意思表示がない時は、同一条件をもって、さらに1年間更新する。その後の期間についても同様とする。

(委任規定)

9. 甲が提供する画像データの内容、手段その他この協定の実施に関する必要な細目的事項は、甲は「新潟県糸魚川地域振興局地域整備部長」が、乙は「気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター所長」が、相互に協議して定めるものとする。

(発効日)

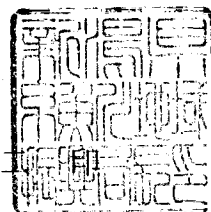
10. 本協定書は、平成21年**1月2日**をもって発効するものとする。

平成21年**1月2日**

(甲)

新潟県糸魚川地域振興局長

井上 雄

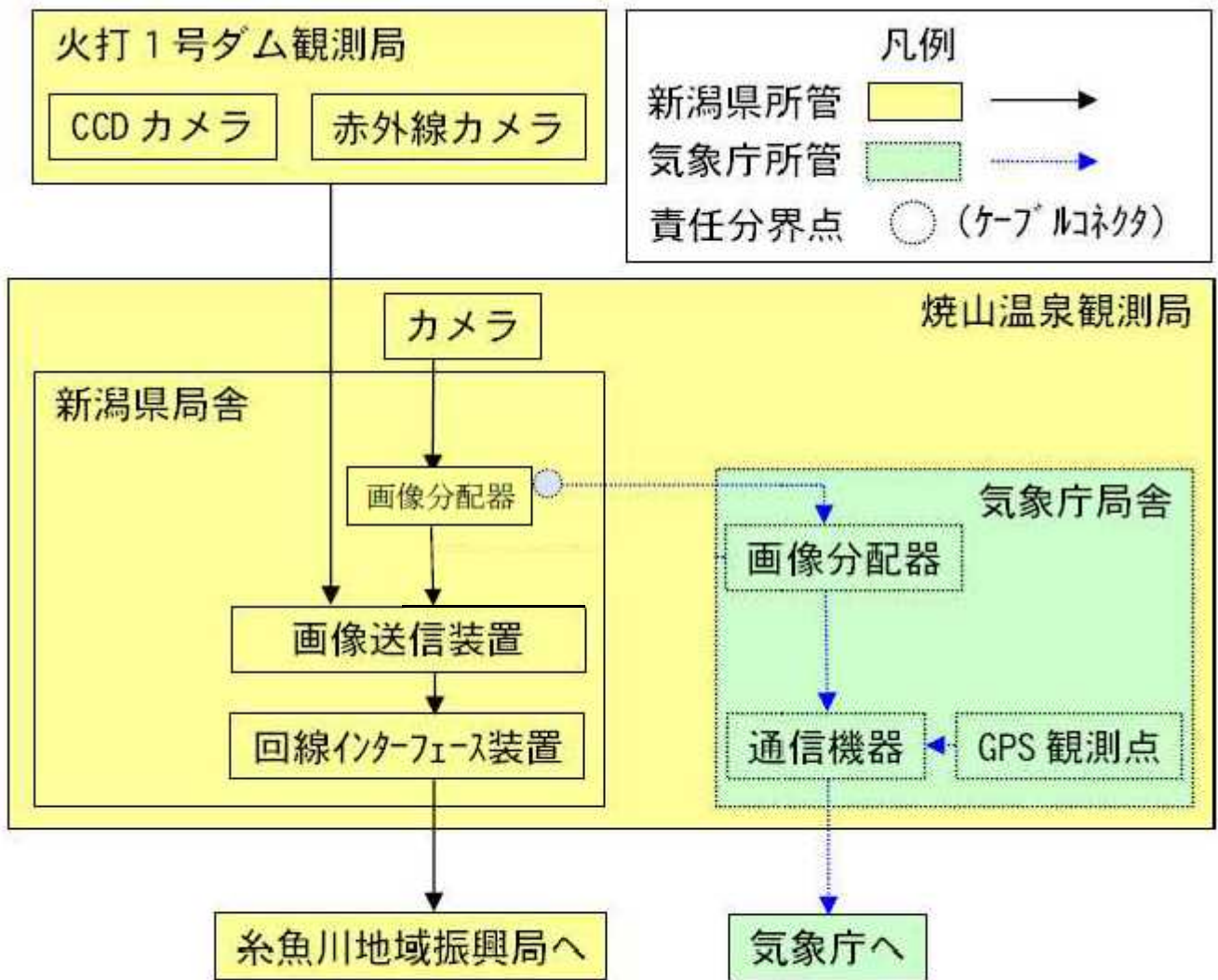


(乙)

気象庁地震火山部火山課長

横山 博





別図1 システム接続構成及び責任分界点